

## 令和5年度 第3回 長野県契約審議会

日 時 令和5年 11月 16日 (木)

15時03分～17時08分

場 所 長野ターミナル会館国際ホール

### 1 開 会

○小池企画幹（会計局契約・検査課）

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから、令和5年度第3回長野県契約審議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めます会計局契約・検査課の小池でございます。よろしくお願いいたします。それでは、次第に従いまして進行してまいります。

本日は、12名の委員の方に御出席いただいておりますので、長野県契約審議会規則第4条第2項の規定による過半数の定足を満たしており、会議が成立していることを、まず御報告いたします。

この審議会は公開での審議となり、会議録は後日、県のホームページで公表されますので、あらかじめお知らせします。なお、会議の終了時刻につきましては、午後5時頃を予定しております。

それでは、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様のお手元に、事前にお送りしました会議資料一式と、長野県産業環境保全協会要望書の写しがあるかと思っております。御確認をお願いいたします。

ここで、報道機関の皆様、傍聴の皆様方にお願いがございます。本日の資料は今後の検討によりまして修正される可能性がございますので、その点に十分御留意いただくようお願いいたします。

それでは初めに、県を代表いたしまして、会計管理者兼会計局長の宮原より御挨拶を申し上げます。

### 2 あいさつ

○宮原会計管理者兼会計局長

長野県会計局の宮原でございます。つい先日の会議までは、11月だというのに立冬だとは思えないような暖かさというふうにお話をしてまいりましたが、ここ10日ほどはぐっと寒くなってまいりました。年末のような天気ですが、お忙しい中、このように御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、お手元の資料でございますように、入札参加資格の見直し案の修正、それから消防用設備点検業務における最低制限価格制度の導入、印刷の請負に係る最低制限価格制度の見直しなど、審議事項5項目、報告事項3項目を御審議をいただく予定としております。

前回は、第4期になりまして初めての審議会ではございましたが、非常に活発な御審議をいただきました。本当にありがとうございました。この審議会が県の契約に関する条例の一つのポイントになっております。ぜひ委員の皆様方には、前回に引き続いて専門的な知見でありますとか、御経験を踏まえた忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

#### ○小池企画幹

会議事項に入る前に、当審議会宛てに、長野県産業環境保全協会から要望書が提出されましたので、事務局から報告いたします。

#### ○事務局

11月8日（水）に長野県産業環境保全協会より、当審議会宛てに要望書の提出がありましたので御報告いたします。

要望書の内容を一部読み上げさせていただきます。

「建設工事の入札参加資格の見直し」案では、エコアクション21の新客観点数が廃止され、入札参加資格に関係する点数が現行の10点から3点となり、県内事業者の自主的な脱炭素の取組が後退するのではないかと懸念されます。エコアクション21の建設工事入札参加資格における現行の新客観点数の加点を維持、継続していただくよう要望いたします、という内容でございました。

御報告は以上となります。

### 3 会議事項

#### (1) 審議事項

- ア 前回審議会の主な意見
- イ 入札参加資格の見直し案の修正
  - (ア) 製造の請負、物件の買入れ、その他の契約
  - (イ) 建設工事
  - (ウ) 森林整備業務
- ウ 取組方針の変更（案）
- エ 消防用設備点検業務における最低制限価格制度の導入
- オ 印刷の請負に係る最低制限価格制度の見直し

#### ○小池企画幹

それでは、会議事項に入らせていただきます。議長につきましては、長野県契約審議会規則第4条第1項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、佐々木会長に会議事項の進行をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

#### ○佐々木会長

それでは、先ほど御挨拶にもありましたように、本審議会の皆様方の活発な御意見を期待しております。よろしく願いいたします。ウェブで御参加の方も、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず審議事項のア「前回審議会の主な意見」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○事務局

審議事項のア「前回審議会の主な意見」について御説明いたします。1ページの資料1を御覧ください。

9月12日に開催いたしました令和5年度第2回契約審議会の主な意見を要約して整理させていただいたものになります。

前回の審議会での御意見を受けまして、表の一番右側の「回答・対応案等」に回答を行った担当課を記載させていただきました。

また、進捗状況が分からないという御意見もいただいておりますので、今後そういった案件があった場合は、可能な限り記載をしていきたいと考えております。

資料の内容につきましては下から3番目、濱委員からの資料の表記の誤りに関する御指摘に対する対応以外は、審議会でのやり取りを抜粋させていただいております。誤った要旨になってないか御確認をお願いします。

このうち上から4番目の秋葉委員の御意見と、その一つ下の西澤委員からの御意見につきましては、この後の審議事項で改めて御説明をさせていただきます。

御説明は以上となります。

#### ○佐々木会長

ありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ありますでしょうか。議事録のほうは、皆さん確認していただいて公表されているのですが、今お話がありましたように、必要なことにつきましてはこれから御説明をいただけるようでございますので、特によろしいでしょうか。

では、この件についてはおおむね適当ということとさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

続きまして、審議事項のイでございます。「入札参加資格の見直し案の修正」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○事務局

資料2-1の説明をさせていただきます。資料の2ページ、「製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の入札参加資格の見直し案の修正」を御覧ください。

前回、令和5年度第2回契約審議会で、製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の入札参加資格の見直しについて御審議をいただき、おおむね了解をいただいたとの認識でございます。

一方で、中小企業にとって環境配慮項目の取組難易度は非常に高い、また、県として環境配慮の力を入れる中で、配点が変わらないままでよいのかという委員からの御意見をい

いただきましたので、御意見、それから現在の環境配慮の取組状況について改めて分析をし、今回はその分析の結果も踏まえて、環境配慮の背景について見直しをしましたので、御審議いただくものです。

1 (1) 現状分析を御覧ください。

環境配慮の現在の申請状況につきましては、資料1ページの中段下部にございますグラフの部分にまとめてございます。

分析結果について簡単に御報告申し上げますと、まず環境配慮の申請者数につきましては、制度開始である平成27年度以降、一貫して140者程度ということで、数について大きな増加がないという状況でございます。

この4期間におきましての環境配慮の申請対象となります県内に本店のある事業所の入札参加資格の申請者の総数はおよそ1,500者でしたので、割合でいきますと、およそ9%ということで常に一定ということでございます。

それからもう一つですが、申請者の内訳を見ますと、等級Aの業者の割合が非常に多く、等級Cの業者は、この4期間で1者もないという状況でございます。この等級は、信州企業評価項目による加点の前ですので、加点をする前から既に等級Aという大企業である業者の申請が大多数を占めるという分析でございます。

資料をおめくりください。先ほども申し上げましたとおりの委員の御意見、それから2ページ目の現状分析を踏まえまして、信州企業評価項目の環境配慮の配点の見直しを御審議いただきます。

(2) 環境配慮の背景の見直しの部分を御覧ください。

前回の審議会での配点案は、ISO14000シリーズ等公的な環境認証の取得、または事業活動温暖化対策計画書制度の策定（義務者を除く）のいずれかで2点という形でしたが、今回、ISO14000シリーズと公的な環境認証の取得、または事業活動温暖化計画書制度の策定（義務者を除く）、それぞれで加点をしたいと考えております。

配点につきましては、どちらも2点ずつということで、環境配慮全体で4点という加点の割合にしたいと考えております。

この修正案の効果につきましては、3ページ目の資料の中ほどに記載してございますが、既に環境配慮の取組を行っている事業者は、新たに事業活動温暖化対策計画書の策定に取り組むインセンティブが働くと考えております。

また、今後環境配慮の取組を目指す事業者は公的な環境認証の取得と、事業活動温暖化対策計画書の策定のそれぞれに取り組むというインセンティブが働くと考えております。

なお、環境配慮の取組促進に向けては、県として、エコアクション21の取得に関する研修会や、事業活動温暖化対策計画書の策定に関するヘルプデスクの設置を現在も行っておりますけれども、引き続き行うことによりまして、企業の皆様への支援を行ってまいります。

その下、(3)につきましては、環境配慮の加点割合についての比較表でございます。

こちらは製造の請負、物件の買入れ、その他の契約と建設工事等を記載をさせていただきまして、信州企業評価項目、加点項目の中での環境配慮の割合がどのくらいを占めるかということに記載をさせていただいた表でございます。

項目数につきましては、建設工事については、製造、買入れ、その他、に比べて非常に

多いので、環境配慮の加点割合で一概に比較はできませんけれども、製造、買入れ、その他、については、環境配慮の点数は、信州企業評価項目の取組のうちの22.2%を占めるという形になっています。

参考までにほかの取組状況で申し上げますと、労働環境の取組分野が全体の33.3%、品質確保と障がい者雇用、地域貢献等とSDGsの4項目がそれぞれ11.1%ずつということで、おおむね3対2対1という割合で、配点を加点項目の中に置いてございます。環境配慮の割合は、項目数を考えますと、ほかの項目より少し多めに設定をさせていただきました。

一番下の資料の「参考」は、今回の見直し案によりまして、製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の審査点数の変化を示す表でございます。網掛けの部分が変更点になりまして、今回の見直し案により、製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の等級Aの最高点の部分が変更になります。等級A、Bに必要な点数の最低点は今までと変わりませんので、配点が信州企業評価項目の部分で増えることで、取組を行う業者の多くが上位の等級になることを期待をしています。

資料の説明は以上になります。よろしく申し上げます。

#### ○事務局

資料2-2を御覧ください。「建設工事の入札参加資格の見直し案の修正」についてです。

「1 趣旨」については、先ほどの契約・検査課の資料と同様で、環境配慮項目についての修正をしたところです。

「2 現状」を御覧ください。長野県内に本店を置き、建設業の営業許可を取っている事業者は約7,500者おります。そのうち、県の入札参加資格を取得しているのは約2,300者、さらにその2,300者のうち、環境配慮項目を申請している事業者は、重複を除いて184者おり、入札参加資格者の8%にとどまっているのが現状です。県としましては、残りの92%の事業者の環境配慮の取組を促進する目的で修正をするものです。

「3 修正内容」を御覧ください。現行、前回の改正案、今回の修正案の状況を示しています。

今回の修正案については、加点内容、県の加点、そして経営事項審査の点数を加えた最大点数について示しています。前回の改正案では、事業活動温暖化対策計画書を策定しても、経営事項審査でISOやエコアクション21が加点されている場合には、県の10点の加点が得られないという状況でした。

今回の修正案では、県条例に基づく温室効果ガスの排出抑制のための事業活動温暖化対策計画書を策定をする場合10点、また、環境マネジメントシステムのISO14001、エコアクション21、地域版環境プログラムの認証登録を受けている場合7点、最大で合計17点を加点することで、環境配慮の取組を推し進めたいと考えました。

「4 効果」については、既に環境認証登録を受けている事業者であっても、新たに事業活動温暖化対策計画書を取得するインセンティブがあること、また、取組の選択肢が増えるため、環境配慮の取組が促進されると考えています。

その次の5ページを御覧ください。5ページは前回お示ししたものと同じですが、現行の入札参加資格の審査項目、そして今回の見直し内容を一覽で記載していますので参考に

御覧ください。

説明は以上です。

#### ○事務局

6 ページ、資料 2-3 を御覧いただきたいと思います。「森林整備業務の入札参加資格の見直し案を修正」を御説明いたします。

前回の審議会で、環境配慮項目について御意見をいただいたことから、森林整備業務も環境配慮の加点を見直しました。

「2 環境配慮の加点の見直し」を御覧ください。表の上段「現行」は、令和 4 年度の資格審査時に加点がなかったことを示しております。中段、「前回」は、令和 7 年度からの新規項目として、前回御説明した ISO14001 等の認証と、事業活動温暖化対策計画書のいずれかを 10 点とする案です。

下段の「今回」は、義務者を除く事業活動温暖化対策計画書の策定と ISO14001 等の認証登録に、それぞれ 10 点を加点するよう見直しをしたことを示しております。

次に、「3 修正案により新たに生じる効果」を御覧ください。効果の 1 点目は、合計 20 点に増えることにより、環境配慮の取組全体に対しさらにインセンティブが働き、結果として、森林整備業務への新規参入や継続申請につながると考えております。

2 点目として、森林整備業務の主要な担い手である中小企業に対し、県が進める事業活動温暖化対策計画書制度の普及を図ることができると考えております。

今回の見直しを反映した全体の加点内容を 7 ページに整理させていただきました。

御説明は以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

#### ○佐々木会長

ありがとうございました。3 点ともいずれも御説明がありましたように、前回皆さんに御審議いただいたものの修正案という形で出していただいています。確かに前回審議会のときも、環境関係について加点が少ないのではないかと御議論もありましたので、それを踏まえて修正案を出していただいているところでございます。

ウェブで御参加の委員の方も含めまして、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

#### ○木下委員

特に建設工事につきまして、現実に取り組んでいる者として一言申し上げたいのですが、前回、環境配慮、それから労働環境の問題につきましては、既に取り組んでいる者としましては屋上屋を重ねると申しますか、重複している部分があるので、これ以上間接部門の負担を増やしたくないなということで意見を申し上げました。

しかし、ほかの委員さんの環境配慮に対する意見、それから県として強い姿勢で環境配慮を進めるんだという姿勢を出しているところで、こういった加点も、試行というか、やってみる価値はあるかなと考えてはいます。けれども、これですと、各社新客観の点数が底上げされますので、そうした場合は、現行の、経審の 25%以内という数字が、本当に企業の実力ですとか意欲を示すものかどうか。25%というのは当初から決まっていたのです

が、どうして25%になったかというのは聞いた覚えがない。

全体の点数が底上げされる中で、例えば上限を25%から20%や15%にしたらどうなるか、現行でそうした場合にはA級、B級が何点になるとか、あるいは今のA・Bの比率を固定した場合に点数が何点ぐらいになるのかというシミュレーションをしていただきたいと思います。私たちも業界として、今の25%が高い低いとか、意見聴取をして資料を集めてみたいと思っています。いかがでしょうか。

○佐々木会長

県のほうはいかがでしょう。

○事務局

今の25%というのが相当前の約10年前からこの比率で行っていたものですから、今それを20%、あるいは10%にした場合のシミュレーションについては、今は手持ちがないため、次回お示しさせていただきたいと思います。

○佐々木会長

木下委員、よろしいですか。

○木下委員

それとともに、ほかにもこういった自治体独自の加点をしているところがありましたら、そういった具体例も調べて報告していただけるとありがたいです。

○佐々木会長

どうですか。

○事務局

ほかの県の加点の状況等を調査して、次回お示ししたいと思います。

○佐々木会長

次回の審議会で御報告できるということでよろしいですか。

○事務局

次回予定されています1月に、またお示ししたいと思います。

○佐々木会長

では、よろしくお願ひします。

ほかにございますでしょうか。

○濱委員

森林整備事業における点数でお聞かせいただきたいところがございます。今回資料を頂

いて、こういう点数はどのようにつけているのかと思ったのが、労働災害というところで、4日以上休む労災を起こした場合、人数×マイナス10点、死亡災害の場合はマイナス50点となっています。5日でもお休みがあったらマイナス10点で、2週間、1年半、2年になるような方もいるかと思いますが、その休業の日数の重さの度合い関係なく、4日以上がマイナス10点×人数、これは大きなマイナス点だと思います。死亡のマイナス50点というのは何となくイメージがつくのですが、4日以上が一律マイナス10点×人数となっている根拠と、減点として適正なのか、細分化した方がよいのではないかという気がしますが、お考えをお聞かせいただきたい。

#### ○事務局

休業4日以上というのは、労災の対象になるということで、そこで線引きをさせていただいておりましたが、御指摘のとおり、現時点では何日までを10点というふうに分けてございません。

また、死亡については50点ということで、過去から継続で行っているということで、特にそこで死亡災害が起きないように重い点をつけているという形でございます。

現在、4年度の資格申請の場合ですが、労働災害でマイナス点が一番大きい事業体で、けが人が9人という事業体がございます、マイナス90点、9×マイナス10という形です。死亡の場合は、死亡が1名というパターンのみで、マイナス50点というところでございます。

御指摘の、差をつけたほうがいいのではないかという点については、基本的にはないほうが望ましいということで、あまり差をつけることは現時点では考えていないところでございます。

#### ○濱委員

労災で4日以上、4日未満と分かれているのはよく分かるのです。でも差をつけないというと、5日休んだらマイナス10点×1人ということですね。

#### ○事務局

そうです。

#### ○濱委員

労災が本当に会社の業務上過失致死というか、会社に責任があつての安全配慮義務を怠られていて起きるケースであれば、安全対策を強化しなければいけないという意識はつくんですが、4日以上の休業だと割と軽微な労災が多いんですね。

前方を確認しないでけがをしてしまうとか、安全靴を履いていたらつま先を潰さなかったのとか、作業手順や作業の安全確認をしていけばこんなけがをしなかっただろうということが割と多い、そういうところは社員教育が足りないところでしょうが、4日以上でマイナス10点×人数というのが、2週間以内の軽微な労災を全部含めてよいのでしょうか。建設は労働災害のマイナスがあるんですけど。

○木下委員

もちろんあります。

○濱委員

結構けがは多いですね。ほかの減点はどうなっていますか。

○事務局

5 ページを御覧ください。右側の新しい7年度以降の一番下の部分に、「指名停止」という欄があります。どういうときに指名停止になるかという、建設業法違反や労災で死亡事故が起こったような場合には指名停止になるため、そういった案件でマイナスになるということがあり得ます。

○濱委員

指名停止は労働基準法違反などですか。

○木下委員

指名停止というのは、労働関連法令の違反があつて死亡事故が起こったとか、そういう重大災害の際に行われます。

○濱委員

重大災害ですね。

○木下委員

そのほかにも色々あります。例えば、特に厳しいのは取締役などが産業廃棄物処理法違反で処罰を受けることなどです。

○濱委員

建設は労働災害に限らず、指名停止で、×月数のマイナス10点ということなんです。指名停止というのは本当に重大なことから、月数×10点というのは納得できます。

○木下委員

濱さんがおっしゃるとおりで、私もそう思っているんですけども、使用者側に法令違反があつてけがをした場合は会社に対するペナルティーは当然ですが、労災事故は建設業もありますけれども、特に林業が多いんですね。休業4日で線を引いてというのは労働安全衛生規則で届けが要るか要らないかで分けているので、それはある面合理的だと思います。

一番問題になるのが、休業4日以上事故を起こすと減点になるものですから、労災隠しをしてしまう。その罰則を大きくすると、みんな労災を正確に報告しなくなるんです。労災をなかったことにしてしまうとか、現場じゃなくて会社でけがをしたという虚偽の報告をするという事例があるものから、私はそこであまり極端な減点をするというのは

よくないかと思っています。

契約審議会でどこまでそれが話の俎上に載るかというのは微妙な問題なんですけれども、どこかで線を引かなければならないということは事実だと思います。だから休業4日で線を引いてあるというのは、致し方ないのではないかと考えております。

#### ○佐々木会長

建設業も森林整備もそうですけど、一番大事なことは安全に仕事をしてもらうということなので、そういう意味で、安全性を欠いたと思われるようなことに対しては、やはり相当厳しいです。

どこで線を引くか、ある程度形式的に判断をせざるを得ない理由は、その原因が一体どこにあるのか、被用者の問題なのか、使用者の問題なのかとかいろいろあるんですけれども、そこまで立ち入った厳密な判断はなかなか難しいといったことかと思っています。皆さんいろいろ問題意識をお持ちのように特に仕事をやる会社側からすると、会社に何も落ち度がないのにけがをしちゃって、その影響が会社に及ぶのは如何かというのはありますが、どこかで決めなければいけないからそういうことになっている面があります。

ただ、今、委員がおっしゃったので、なかなか森林整備だけの話でもないですから、次回、減点とか指名停止とか、何かそういうところの災害に対する体系がどうなっているかということをお教えしてもらえませんか。

#### ○事務局

労災が発生しまして、建設業と同様ですが、会社に責任があるということで認められた場合に、やはり森林整備でも指名停止になります。それは指名停止のほうの減点でさらにマイナスされるということで、重大なものかどうかというところで森林整備の場合は差をつけているという考え方でございます。

また、林業は御存じのように、斜面でチェーンソー、草刈り機を使う非常に危険な作業ということで、これまでは減点を重くしていたという考え方でございます。

労災についての体系等は、どういう形で整理すればいいか考えて、お示しできるものを提供させていただければと考えております。

#### ○佐々木会長

日数の根拠なんて分かりますか。なぜ4日とかというのは。

#### ○事務局

4日というのは労働災害として認められるというところございまして、3日以内のものというのはもともと何も上がってこないという形なので、その4日のところで判断せざるを得ないところです。

あと、全治何か月になったかというのは出てこないような形になっているので、把握するのが非常に難しいということでございます。診断書等は出てきても、最終的にどれだけだったのかというのは通常は求めていないので、把握は困難ということで、その4日のところの線引きだけを行っているのが今まででございます。

○佐々木会長

委員の方々も別に建設業や森林整備に詳しいわけではないので、災害に関する体系のよ  
うなものを次回にでも教えていただけますか。

○事務局

どういう報告が出てくるとか、どういうふうを集計しているか、そういうことも含めて  
お示しするような形で。

○佐々木会長

そうしていただければ、本当によく分かると思いますが。

○事務局

森林整備だけではなくて。

○佐々木会長

建設業のほうも。

○事務局

では、技術管理室と森林整備と、資料を整えまして次回示します。

○栗田委員

同じ関係だと思っんですけれども、指名停止の月数×マイナス 10 点と、労働災害の人  
数×マイナス 10 点は同じ数字で釣り合っているのかどうかに興味があると思いますので、  
そこが分かる資料がもらえるといいのかなと思います。

○事務局

分かりました。

○佐々木会長

ありがとうございます。ウェブで御参加の委員の方も含めて、ほかに御質問とか御意見  
がありましたらお願いします。

森委員。

○森委員

今回三つの事業、そして分野において環境配慮の配点の見直しということで、おおむね  
その方向でお願いできればと思っているところです。表を見ますと、各企業が全社的な取  
組であることは間違いないだろうと。その際に、例えば3ページ目の環境配慮の見直しの  
項目を見させていただくと、お分かりのとおり環境配慮が重要だと、SDGs もすごく大事  
だと、若者・子育てもすごく大事ということで項目立てをされているわけですが、全社的

な取組ではあるのは間違いないのですけれども、有効性であったり、手間や時間、前回、西澤委員もおっしゃっていたかと思うんですが、この手間と時間は相当だと思います。PDCA サイクルをくるくる回しながら、全社的にさらにこうしていこうというところに相当手間がかかると思いますので、このたびはこういうような評価で進んでいいかと思うんですが、今後この2点や1点という水準、次元というものを整えながら進めていく必要があるのかと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

#### ○事務局

森委員がおっしゃっていただいたことは、まさにそのとおりだと思っております。この制度が平成 27 年度から始まったときから取組としていたものも幾つかございます。ISO9000 シリーズ、14000 シリーズと公的な環境認証の取得、それから社員の子育て応援宣言、こういったものについては、平成 27 年度の当初から信州企業評価項目に入れていたものでございまして、その後、今回のように社会的な潮流の変化ですとか、県の施策や新たな項目の設定等によって項目が変わってきたというところがあります。各項目については、加点項目にすることによって企業に取組推進への参加をしてもらうことが狙いですが、各取組の中で PDCA サイクルが回っているか、加点項目として入れたことによってどういう変化があったのかというところについては、我々も把握をしきれていなかったところもありますので、そういったところを今後きちんと分析をする必要があると思っています。木下委員がおっしゃったとおり、加点項目がかなりの数になってきておりますし、点数の部分についても、前回お話したとおり、物品の場合は最大 20 点という上限の制約がある中で、こちらとしてもかなり苦慮して設定しているところもありますので、点数の付け方や項目そのものについてもある程度検証をして、今後配点、それから項目の設定の是非というところは見直していく必要はあるのかなと思っていますのでございます。

#### ○森委員

ありがとうございます。私ども大学で、学生に資格取得奨学金というのを出すのですが、その資格取得においても、有効性であったり、手間暇であったり、その実務外でどうかという効果も含めて検証していますので、このような意見を言わせていただいたところではございます。

#### ○佐々木会長

ありがとうございました。  
ほかにいかがでしょうか。  
秋葉委員、どうぞ。

#### ○秋葉委員

本日はオンラインで失礼いたします。1点、単純な質問なんですけれども、資料の 2-2 の項番 3 の修正内容のところ、今回の修正内容を御提案いただいている表の一番下の列ですが、基準日において ISO14001、エコアクション 21、それから地域版環境プログラムは、どれか一つ取っていれば7点という理解でよろしいですか。

○事務局

おっしゃるとおり、どれか一つでも取っていれば7点ということです。

○秋葉委員

なるほど、分かりました。

○佐々木会長

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○中畷委員

この点で、長野県産業環境保全協会さんのほうから要望書が出ているんですけども、議論がかみ合っているんですか。この修正案の理解の仕方は、どれか一つでも取れば7点で、建設業の経営事項審査で3点入るから、合わせて10点入るという理解ですよ。そうすると、協会さんの理解がちょっと違うということですか。その辺、私も理解ができないのでお願いします。

○事務局

この7点にした理由ですが、経営事項審査のほうでは、今年1月から既に3点加点になっています。ということは、長野県内の今までエコアクション21の認証を受けていた企業にすると、前回の改正案だと県の加点が外れてしまい、国の経営事項審査の3点だけになり、10点から3点になってしまうことになります。このためエコアクション21の認証企業が今までと同じ10点になるようバランスを取って7点にしました。

なお、ISO14001の場合は国で既に5点を加点していたため、現行制度でも前回の改正案でも県では加点をしていませんでした。しかし今回、国際基準の環境認証マネジメントシステムと国内盤の環境認証マネジメントシステムは同じグループであると考えて、ISO14001も含めて、どれか一つでも認証されていれば加点になるように修正したところです。

○中畷委員

では、この要望書を踏まえた上で修正したものが、ここに書かれている案という理解ですか。

○事務局

踏まえた訳ではありませんが、前回の審議会が終わった後に再検証したところ、エコアクション21から事業活動温暖化計画書に乗り換えたほうが得になってしまうことが判明しました。どういうことかと言いますと、エコアクション21で経営事項審査の3点が加点されると、事業活動温暖化計画書の10点の加点がなくなってしまうので、事業活動温暖化計画書に乗り換えたほうが得だという状況が生まれてしまうのです。このため見直し

をしました。

○中畠委員

分かりました。

○佐々木会長

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○猪俣委員

いただいた資料ですが、各社で二酸化炭素排出量の中に、基準年度の排出量から実績と  
いうのがあるんですけれども、これはどういう意味でしょうか。教えていただければと思  
います。

○事務局

要望書は長野県が作成している資料ではございませんので、その内容についてお答えす  
るのは控えさせていただければと思います。

○猪俣委員

疑問に思ったのが、基準年排出量、直近目標と実績がありまして、いろいろ企業の皆さ  
んが努力していると思うんですが、実績が増えているんですよね。ざっと見ても3分の  
1の会社で増えているんですけれども、努力しながら増えていくというのはどういうこと  
かなというのが、疑問に思ったんですけれども、担当外とすれば結構です。

○佐々木会長

要望書はあくまでも要望書で、県も関与しているわけではないので、中身については責  
任持ったことはおっしゃれないと思うのですね。先ほどの話も、結果としてこの要望書に  
かなうような結果にはなった。これが出たからそうしたということではないのですけれど  
も、結果として要望にかなう形になったという御理解でいいのではないかと思います。ほ  
かはいかがでしょうか。

どうぞ。

○西澤委員

前回の審議会でお話しさせていただきました事項をしっかりと受け止めていただきまし  
て、分析から始まり目指す形で再度テーブルに載せていただきましたこと、懐の深さを感  
じさせていただいております。ありがとうございます。

一方で、木下委員から屋上屋を重ねるというお話もございましたし、御提案もありまし  
たので、また1月の審議会でも私も承らせていただきたいと思いますと思いつつも、県の肝煎りの脱炭  
素化に向けての動きが加速するという、インセンティブを与えられるという効果、この効  
果というのは確実に上がってくるのではないかと私も思っておりますので、また1月、ぜ

ひこの議論をさせていただければと思っております。本当にありがとうございます。

○佐々木会長

ありがとうございました。

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。いろいろ宿題があつて大変だと思いますが、ぜひ御対応をよろしくお願いいたします。

それでは、いろいろな意見をいただきましたけれども、この修正案につきましてはおおむね適当ということでまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

続きまして、審議事項のウ「取組方針の変更（案）」について事務局から御説明をお願いします。

○事務局

8ページ、資料3をお願いいたします。「取組方針の変更（案）」でございます。

前回、素案という形で御審議をいただきまして、おおむね了解を得たということで文言等の変更は特にしておりません。ただし、DXの推進に関する取組につきまして、審議の中で県全体のDX推進との関連についての御意見をいただきましたので、ここで御説明をさせていただきます。

めくって10ページを御覧ください。こちらが県のDX戦略の概要になります。資料の左上、「戦略の目的」に二つの項目がございます。一つはスマートハイランド推進プログラム。こちらは主に行政側の取組項目になります。もう一つが信州ITバレー構想、こちらが主に民間側の項目になります。

資料の左下にありますスマートハイランド推進プログラムにおきまして、三つのコンセプトがありまして、これらに基づいて各部局でDXの推進に取り組んでいるところでございます。

11ページをご覧ください。

1のDXの推進方針ということで、取組の体系という表がございますが、(1)から(6)にあるように、業務全体の中でDXの推進に取り組んでいるところでございます。

2の主な取組ですが、このうち(1)の行政手続・サービスの向上に公共工事等の入札関連手続の効率化の項目がございます。今回はこれらの具体的な取組について取組方針に新たに追加をさせていただきました。

また、その下(2)建設現場の生産性の向上のICT施工の導入促進につきましては、ちょっと元の資料に戻っていただくんですが、9ページを御覧ください。この表の下から3番目、75-1、建設工事において、生産性向上への取組を評価する総合評価落札方式を実施する。またその下の75-2、建設工事において入札参加資格の審査項目で、生産性向上への取組を評価するというものがございまして、この中でICT推進の取組を進めているところでございます。

今後も入札契約に関するもので取り組んでいける項目につきましては、随時追加を検討したいと考えております。

8ページに戻っていただきまして、4番の変更スケジュールですが、今後、12月に取組方針の変更を行う予定でございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○佐々木会長

前回、秋葉委員からDXの全体像について御質問があり、それに対してこういう形で建設部でまとめていただいた資料をお示しいただいたのですが、これも含めまして御意見、御質問がありましたらお願いします。

よろしいですか。どうぞ。

○濱委員

この資料を読ませていただいたときに、すばらしい取組だなということを感じる中で、今、国の補助金制度でリスクリングだとかDXの人材育成にすごく力を入れているんですね。そのPRもすごいんですけども、県もこういった取組でデジタル人材の育成だとか、こういったDXの取組ということを契約に挙げられている中で、県の補助制度があったりすると中小企業だとか、企業さんはすごく育成に力を入れるだろうと感じた次第です。そういった補助制度は、長野県はないんですよね。

○事務局

はい。

○濱委員

そこがうまくつながってくると、企業の応援とこの取組にうまくつながってくるのではないかなと思って資料を読ませていただきました。

○事務局

ありがとうございます。

○佐々木会長

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○秋葉委員

資料ありがとうございました。前回申し上げたところとちょっと違ったかなとは思いますが、まずは県としてDXの推進ということで、しっかり項目立てをすることは必須だと思っていますので、前回も申し上げたとおり、ぜひそうしていただきたいと思えます。

主に建設の取組を御紹介いただいたのですが、資料10ページの左側に、「県と市の共通業務に対し着目して共同利用を推進」とあるように、77市町村がある中で県が積極的に推進していくことは不可欠だと思います。

契約審議会の中での議論、というよりは県政としてのDX全体の話になってきますので、県政としてDXを進めていくために、契約のところでは何がもっと加速できるのかなということを、日々の業務の中で、それぞれの御担当者の方々にお考えいただければと御期待を申し上げます。以上です。

○佐々木会長

ありがとうございました。  
ほかにいかがでしょうか。  
どうぞ。

○猪俣委員

建設産業の次世代を担う人材確保ということですが、今、建設業の次世代を担う若者たちが少なくなっているのは確かでございます。私の立場の建設産業労働組合、職人の仲間の組合長の立場から言いますと、担っている若者や職人さんたちは本当に不足していて、後継ぎがない。中小企業を営んでいても後継ぎがないからやめてしまうとか、いいところへ就職したほうが安定していいから子供に後を継がせずにやめてしまうとか、大工さん、左官屋さんなどの職人さんが不足している状況です。これはいろいろな報道もされているため皆さんお分かりかと思えます。

そんな中におきまして、職人さんの確保、どうやれば育っていくのか、どうやれば増えていくのかということも県として考えていただきたいと思っています。

現状として、うちの組合は2,400人いるのですが、その中で10代の職人さんが19名しかいないんです。みんな20~40代、それから70代、高齢化してくると辞めてしまうという現状です。10代の、18歳、19歳、20歳ぐらいの職人さんというのは本当に今少なくて、これからどうなっていくのかなと思っています。

建物をつくるというのは設計図を見ればできるのですが、やはり細かい仕事、増改築とかそういうことに関しては、年季の入った、訓練した職人さんにしかできないという現実的な問題がありますので、ぜひ、その辺りの職人さんたちのことも考えていただければありがたいと思っています。要望でございます。よろしくお願いいたします。

○佐々木会長

すぐに入札・契約制度に結びつく話ではないかもしれませんが、県のほうではどうお考えですか。

○事務局

猪俣委員がおっしゃるとおりで、直接的に猪俣委員にも御協力いただいて、大工さんが中学生のところに行って匠の技を見せていただいたり、建設業協会会長の木下委員にも直接学校に出向いていただいて、業界の理解を深めていただいているところです。

他にも、若い人に業界に入ってもらえるように、職場、業界全体の環境を変えていく取組をしている中で、今の若者がデジタルに長けていることを踏まえ、最先端の仕事のやり方やDXの取組を見せていくことを、関係者の皆さんと共に県も行っていますので、ま

たいろいろ取り組む中でアドバイスをいただければと思います。以上です。

○猪俣委員

ありがとうございます。

○佐々木会長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この件につきまして、おおむね適当ということでまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは次に、資料4になりますが、「消防用設備点検業務における最低制限価格制度の導入」ということで、事務局から御説明をお願いします。

○事務局

12 ページ、資料4をお願いします。

「消防用設備点検業務における最低制限価格制度の導入」についてでございます。

工事以外のいわゆるその他委託業務の最低制限価格制度につきましては、清掃や警備といった比較的予算規模の大きい業務から導入を図ってきたところですが、この後の報告事項でもまた報告はさせていただきますが、おおむね行き渡ってきたという状況の中で、今後、規模の小さな業務についても導入を進めたいと考えております。今回は業界からも要望のありました消防用設備点検業務へ導入するものでございます。

「1 取組方針」については記載のとおりです。

「2 落札率の状況」です。過去5年の予定価格100万円を超える案件で実施しております一般競争入札の状況になります。年間大体7件前後の実施状況で、落札率は80%前後、うち60%未満での落札が年間約1件程度発生しているという状況でございます。ここへダンプピング防止ということで最低制限価格制度を導入いたします。

3の(1)導入案件につきましては、一般競争の入札の案件で実施をします。

(2)最低制限価格の算定方法でございます。消防用設備点検業務は、清掃や警備業務と同じ建築保全業務に含まれるものでございます。現在実施しております清掃・警備業務に適用している最低制限価格の算定方法と同じ方法を採用したいと思っております。この方法ですが、現状の積算は、国の標準積算に基づきまして数量×労務単価+諸経費等で構成されます。この労務単価を最低制限日額に置き換えることで、最低制限価格を算定いたします。

(3)最低制限日額につきましては、最低制限価格が業務の適正な履行を行うのに必要な最低限の金額であることから、①で長野県の最低賃金に8時間を乗じて、日額を算出しまして、②でその額を建築保全業務の職種の中で最も労務単価の低い清掃員Cの最低制限日額として設定します。

消防用設備点検業務の主たる職種である保全技師補は、労務単価が清掃員Cの1.86倍となりますので、先ほど清掃員Cに設定しました7,270円を1.86倍した額を保全技師補

の最低制限日額として設定をしまして、この額を積算時の労務単価に置き換えて最低制限価格を算定することといたします。

「4 導入による影響の試算」でございます。今年度実施しました5件で試算をしたところ、落札率の実績が66.7%から72.3%に上がる結果となりました。また、このときの最低制限価格の率は予定価格に対して68%で、清掃・警備業務とほぼ同じ水準でございました。

「5 適用日（予定）」ですが、令和6年度の業務から適用予定でございます。説明は以上となります。御審議お願いいたします。

○佐々木会長

ありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見ございますでしょうか。どうぞ。

○濱委員

御説明ありがとうございます。資料の中の、県の最低賃金は令和5年4月時点ということなので908円ですが、この10月1日から2.5%上がって948円となっています。令和5年度としての資料になるんですが、この数字は反映されなくて大丈夫でしょうか。

○事務局

ありがとうございます。御質問の趣旨のとおりですが、これは下の試算を今年度の発注の中でやっているもので、そのときに反映させたものが908円なので、それと合わせて出させていただきました。今おっしゃったように、令和5年の10月で948円に最低賃金が上がっております。注意事項のところでは書かせていただいたとおりですが、この額は来年度、労務単価の変更が1年に一度ありますので、来年度の発注のときには、この最新の948円を適用させた額で計算をさせていただきます。

○濱委員

口頭の説明では分かりました。資料の適用予定日が令和6年度の業務から適用とあったので、よろしいのかなと思ったんですが。

○事務局

908円は令和5年度の計算例ということです。

○濱委員

計算例ということですね。

○事務局

例ということでございます。

○濱委員

例とおっしゃるのですが、これは審議会で使われる公的な資料なので、数字が数式だけであれば分かるんです。あくまで計算例ということであれば納得できるのですが、数字がばっちりとはまってしまっているの、資料として公表してよろしいのでしょうか。

○事務局

この最低制限日額の設定については、来年度の分を1月の審議会で毎年報告させていただいています。そのときにはここにある948円の数字で計算したもので報告させていただきますので、今回の資料については、あくまで消防用設備点検業務に最低制限価格制度を入れますという説明と、それについての計算例ということで御理解いただければと思います。

○濱委員

かしこまりました。

○佐々木会長

ほかにいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、この件につきましてはおおむね適当ということで、まとめさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○佐々木会長

それでは審議事項の最後になると思いますが、資料5「印刷の請負に係る最低制限価格制度の見直し」について、御説明をお願いします。

○事務局

「印刷の請負に係る最低制限価格制度の見直し」について御説明をさせていただきます。

13ページ、資料5を御覧ください。

まず「1 取組方針」です。取組方針19で印刷業務などの製造の請負において最低制限価格制度の導入を検討するとしております。

次に「2 現行制度（試行）の概要」です。資料に記載はございませんが、制度は平成28年度から試行をしております。

（1）対象業務です。対象業務は県庁発注の公募型見積合わせによる印刷業務のうち、予定価格30万円以上の案件から毎年度10件程度抽出をしております。

（2）最低制限価格です。最低制限価格は、予定価格×60%で設定しております。こちらにつきましては、先ほどの消防用設備点検業務や清掃業務などのように、国で統一の積算基準が示されておらず、労務単価を長野県の最低賃金で置き換えるようなことができませんので、最低制限価格制度実施要綱で定める割合の最低値から試行を始めたという経過となっております。

（3）落札率の状況です。直近5年間の状況を表にしてまとめてあります。対象数は年間12件程度。平均落札率は、平成30年度72.1%に対し、令和4年度は78.6%。最低落

札率は、平成 30 年度 60%に対し、令和 4 年度 62.7%といずれも上昇傾向となっております。

続いて「3 試行結果」です。試行業務を受注した業者に対しまして、積算内訳を調査しました。直近 5 年間の平均額をまとめてあります。

表は左から項目、項目の内訳、県積算、受注者積算、県積算に対する受注者積算の割合をまとめてあります。この割合について、合計では県積算の 77%ということになっておりますが、項目別に見ていきますと、上から人件費は 42%、設備費は 63%、材料費は 114%、諸経費は 7%ということで、材料費は、県積算の 100%を超え、人件費と諸経費は県積算を大きく下回っているという結果になりました。

落札金額のうち 6 割以上を材料費が占めておりまして、人件費や諸経費がそのしわ寄せを受けているのではないかと思います。このことは、今後も持続的に業務を履行することができるだけの最低限の金額を確保できていないと考えられるため、最低制限価格の見直しを行います。

次に「4 最低制限価格の見直し」です。3の調査結果を踏まえまして、予定価格に掛ける割合を算出するため、表のとおり県積算を基に試算をします。まず、県積算に項目別に率を掛けます。この率の考え方につきましては、表の下に米印で記載をしております。人件費、諸経費は現行の最低制限価格の割合である 60%を下回っていること。また、設備費は 60%近辺であることから、60%を率として採用します。

材料費については削減が難しい経費と考えられますが、県積算は 5%程度割高な小口価格を採用しております。仕入れの際の取引数量が大きければ値引きが可能であると考えられるため、最低限必要な金額を求めるに当たっては、その分を考慮し、95%としました。これらの率を項目別に掛けて得た金額を合計すると 40 万 3,398 円となり、率を乗じる前の県積算額 53 万 4,678 円、こちらに対して 75.4%という試算の結果になりました。

このことから、最低制限価格を予定価格×60%から、予定価格×75%に引き上げたいと思います。

次のページに行きまして、「5 見直しによる影響（試算）」です。令和 4 年度の試行対象業務の 13 件につきまして、見直し前と見直し後の比較を行いました。平均落札率は、見直し前 78.6%に対し、見直し後 84.6%、最低落札率は 67.2%に対し 75%、最低制限価格に満たない応札者数は、2 社から 10 社という結果になりました。

続きまして、「6 対象業務の拡大」です。

(1) 公募型見積合わせ実施状況です。最低制限価格を適用した案件を含めまして、令和 4 年度県庁発注の公募型見積合わせの印刷業務、全案件について、予定価格別に件数、落札率別件数、落札率 60%未満の割合をまとめました。表の中段、予定価格 20 万円から 30 万円、こちらを御覧いただきますと、落札率 60%未満の案件は 43 件中 15 件あり、この割合が 35%と、ほかの価格帯と比較して高くなっております。

この状況を改善するためにも対象業務を拡大し、最低制限価格制度を適用していきたいと考えております。

(2) 対象業務拡大のための取組です。まず一つ目、先ほど御説明しましたとおり、予定価格 20 万円から 30 万円の業務において落札率 60%未満の割合が高いことから、制度の対象業務の予定価格 30 万円以上から予定価格 20 万円以上に拡大をします。

続いて二つ目、現行は対象業務の抽出としておりますが、原則適用とすることで、対象業務を拡大していきたいと考えております。

括弧内に記載のとおり、対象からは特殊な印刷物を除きます。特殊な印刷物とは欄外に記載がありますけれども、積算基準を用いることができない印刷物、具体的には筆耕作業が伴う表彰状の印刷や、編集作業が伴う地図の印刷などとなります。

最後に「7 適用日」です。適用は令和6年4月1日以降の広告案件から適用していきたいと考えております。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○佐々木会長

ありがとうございました。ただいまの御説明に対して、御質問、御意見ありますでしょうか。

どうぞ。

○木下委員

最低制限価格が平均落札率程度に上がるのは結構なことと思っておりますけれども、実際、材料費は日に日に価格が高騰しておりますし、試行結果などを見ますと、受注者の積算で41万円の売上げで、諸経費、一般管理費、利潤が4,000円ぐらいで、企業としてはやっていけないと思うんですね。

実際に印刷業界の声は聞いたことがないのですが、実際には全然利益は出ないけれども、公的機関の発注でお金を取り損なうことがないから我慢してやっているとか、そういったことで無理をして仕事を受注しているということはありませんか。どう見ても、これじゃあ企業が持たないです。

○佐々木会長

私も同感で、業界の声とか教えていただければと思うんですけども。

○事務局

今回の見直しに当たっては、組合から知事へ要望が二つありました。一つは最低制限価格を60%から80%に引き上げてほしいということ。もう一つは、試行する業務の数をもっと増やしてほしいということでした。その背景としましては、今、木下委員がおっしゃるとおり、ダンピングのような形でたたき合いをしていると。その結果、利益を出さずというよりも運転資金を得るために応札していると、そんなお話がありました。その裏づけとして、受注した業者に提出していただいている積算内訳書を分析した結果、組合が言うような状況が確認できましたので、今回この見直し案をお諮りしたところです。

○佐々木会長

木下委員、何かありますか。

○木下委員

先ほど申し上げたように、平均落札率に近いところで失格基準を設けたことは良いことだと思いますけれども、現実的に75%で諸経費の内訳を見ますと、とても企業が継続できないので、80%の要望が出ているのであれば、80%にしても構わないのではないかと考えます。平均落札率は相当無理した数字ですから、本当に県内の印刷業者を健全に経営を続けさせるのであれば、仕事をしたら黒字が出るような数字を出してやるということは大事じゃないでしょうか。

○佐々木会長

県のほうはいかがですか。

○事務局

8割という数字の根拠が組合から示されていないというところがあって、組合の実態をよくお聞きした上で、試行結果を分析した結果、最低制限価格として75%という数字をお示しました。見直しによる影響の試算では、平均落札率は約85%まで上昇します。試行の段階でありますので、組合と話をしながら取組を増やしていくところで、どこに落ち着くかというのは、これからの課題として、またそこで何かあれば御審議いただくということで、今回の案で試行していきたいと思っています。

○佐々木会長

取りあえずやっていただくということでいいですか。

○木下委員

分かりました。

○濱委員

同じ数字的なことですが、経営者の会議で、茅野市の印刷業の方の強み・弱みみたいなところで、茅野市は入札価格が高いそうです。なので、官庁の入札での売上げはすごく安定していると。そこは外注が多い、関連会社が多いので人件費がかかるところではないのでそうなのかな、茅野市はすごいなと思って聞かせていただいたの今日のこの数字だったので、なるほど県は75%で80%に向かって持っていかれるんだなと思って聞いてはいるんですが、5年平均を取ったのはなぜですか。原材料が高騰してきているのはここ数年ですね。この5年平均を取ったところの根拠とかを聞かせていただくと、もっと75%、80%の強い根拠の資料になるのかなと思って見させてもらいました。

○事務局

29年、30年のデータは件数が少なく、根拠とするには乏しいと判断し、直近の5年間、30年以降のデータを使用しました。

○濱委員

物価高騰は最近のことですよ。

○事務局

価格そのものは、この考え方の中では県の積算に対するパーセンテージを算出するために使っている数字です。

○佐々木会長

濱委員がおっしゃっているのは、要するに、物価高騰は最近ですね。だからそれを5年平均で表すのは間違った情報になるんじゃないかと、そういう感じですか。

○事務局

物価高騰に対する県積算との差について、数字は持っていないのですが、私たちの積算は1年に1回、積算資料に基づいて単価改定をします。改定した単価に基づいて積算しているのですが、昨年は1年の間に4回も用紙代の改定がありまして、県の単価との開きが非常に大きいということを受け、今年からは毎月、用紙代を改定して、予定価格を設定するように取り組んでおりますので、予定価格における県が設定した単価と市場単価の差はなくなっていくと考えております。

○濱委員

なるほど。

○佐々木会長

よろしいですか。

○濱委員

はい。

○佐々木会長

ほかにいかがでしょうか。

湯本委員、どうぞ。

○湯本委員

湯本でございます。

前回の審議会で発言をさせてもらった内容に、早急に対応いただいたこと、本当に感謝申し上げます。先ほどから、ほかの委員さんからも出ていますが、本当に人件費や諸経費が非常に下がっているという状況について、私も印刷業で働く仲間の皆さんから切実な声を聞いております。

先ほど課長から回答がありましたけれども、引き続き、価格転嫁がされ、人件費や諸経費にしわ寄せが行かないような、そんなことをこれからも調査するようお願いいたします。

あわせて、下請の皆さんに対するチェックというのもしっかりやっていただきたいと思っております。

あと、御存じのとおり、今週月曜日、総務省の自治行政局からも、各都道府県に対して資材価格の高騰、賃金上昇等に係る民間委託等の運用の留意点について、という通知が発出され、都道府県もしっかり対応するようにというような内容ですので、併せてよろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐々木会長

ありがとうございました。いかがですか、県のほうとしては。

○事務局

下請の関係につきましては、長野県の印刷物の標準契約書では一括委任、または一括下請を禁止しております。前回の審議会での御発言を受けまして、契約時の業者との打合せでは、当該条項を改めて確認するなど、対応するよう、予算執行課に通知をしております。

○事務局

引き続き、積算内訳書をご提出いただき、必要に応じて見直していきたいと考えております。

○佐々木会長

湯本委員、よろしいでしょうか。

○湯本委員

はい。

○佐々木会長

ほかにありますでしょうか。  
どうぞ。

○相澤委員

本当に付け加えなんですけれども、こういう定量的な数値情報だけではなく、定性的な、要するに言葉でというか、そういう情報も入手していただけると、今のような、5年、6年たってこういう分析ではなくなると思ひます。やはり諸経費が7%というのはちょっとあり得ない数字だと思ひます。よろしくお願ひします。

○事務局

分かりました。数値的な情報でまとめているところですが、そもそもは組合からの御要望を受けて、というところもありますので、今後、そういった見直しなどがありましたら、併せてお示ししたいと思ひております。

○佐々木会長

ほかにありませんか。話は戻るのですが、先ほどの労務単価を改定したときに、来年の1月にそれは御報告があるんですか。

○事務局

例年の報告事項として、毎年挙げさせていただいております。

○佐々木会長

そうなんですね。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、ただいまの資料5の内容につきましては、おおむね適当ということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

以上で審議事項は終わりました。

## (2) 報告事項

ア 清掃・警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況

イ 清掃・警備・設備管理業務における賃金実態調査の結果

ウ 会計局調査（公正入札調査委員会）の結果

○佐々木会長

引き続き、報告事項ということでお願いしたいと思います。

ア「清掃・警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況」についてお願いいたします。

○事務局

それでは15ページ、資料6をお願いいたします。

「清掃・警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況」でございます。こちらは例年の報告事項になります。

まず「1 取組状況」でございます。

(1) 最低制限価格・低入札価格調査制度の実施状況ですが、清掃、それから警備ともにほぼ実施されているという状況でございます。この表は、制度導入前のH28の状況と、直近5年分を記載しております。清掃につきましては、令和4年度にそれまで100万円以下の公募型見積合わせを実施していた案件について、発注時に100万円を超えたために一般競争に移行したもので、最低制限価格を適用せずに発注してしまった案件がありまして、それが複数年契約だったために、R4年度もその影響が数字上出ておりますが、R5年度に入札を実施した業務におきましては、適用しなかった業務はございません。

(2) 複数年契約ですが、こちらも清掃・警備ともにおおむね適用されている状況でございます。清掃で複数年にしていない施設の理由につきましては、組織の統廃合が見込まれるだとか、庁舎の建て替えがあるだとか、年度ごとに内容が変わるなどがございまして、今後も適用可能な施設につきましては、活用を広げていきたいと考えております。

次の16ページをお願いいたします。「2 契約実績」でございます。

①の清掃業務につきまして、平均落札率は H 28 から徐々にではありますが、上昇傾向となっております。最低落札率につきましては、県庁及び県内 10 か所ある合同庁舎の比較的金額の大きな案件の発注が 2 年毎に変わりまして、令和 5 年度も該当するんですけども、そこは若干落ちる傾向がありますが、全体の傾向としては上昇しているという状況でございます。

②番、警備業務につきましては、H 28 と比較して平均最低ともに大幅に上昇している状況でございます。

報告は以上となります。

○佐々木会長

ありがとうございました。御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、この件については報告として承りたいと思います。

続きまして資料 7 でございます。「清掃・警備・設備管理業務における勤務実態調査結果」についてを御報告をお願いします。

○事務局

「清掃・警備・設備管理業務における賃金実態調査の結果」について御説明いたします。資料 7 を御覧ください。

「1 取組方針」です。取組方針 76 で適正な賃金水準を確保するため実態調査を実施し、最低制限価格制度、または低入札価格調査制度を導入・拡大するに基づきまして、賃金実態調査を実施しております。

「2 調査内容」です。(1) 調査対象は、予定価格 100 万円以上の庁舎等に係る清掃・警備・設備管理業務の受注者になります。(2) 調査期間は令和 5 年 5 月の 1 か月分となります。

「3 調査結果」です。(1) 回答数は御覧のとおり各業務の受注者の皆様に御協力をいただきました。(2) 賃金実態調査の結果です。上段は今年度、下段が昨年度の調査結果を業務別にまとめた表となります。

今年度の結果を 3 業務の合計で見えていきますと、対象人数は 317 人、平均年齢は 60 歳、平均勤続年数は 7.7 年、就業形態のうち、正規職員の割合は 29%、平均労働時間は 6.9 時間、最低賃金帯割合は 43%という結果になりました。最低賃金帯の割合は、昨年度 49%に対して今年度 43%ということで改善が見られます。

その他の項目は、昨年度と比較しておおむね横ばいとなっております。

この最低賃金帯とは、最低賃金の直近上位 10 円単位を最低賃金帯として設定しまして、そこに属する人の割合となっております。5 月の調査時点の最低賃金は 908 円で、最低賃金帯は 908 円から 910 円として集計をしております。具体的な分布は次のページで御説明させていただきますので、次のページをお願いします。

(3) 賃金分布状況(基本給)です。こちらのグラフは、各業務別の基本給部分を抜き出しまとめたものになります。先ほど申し上げた最低賃金帯は太枠で囲った部分となります。なお、最低賃金の対象となる賃金を具体的に申し上げますと、こちらのグラフでまとめた基本給と精皆勤手当、通勤手当、家族手当を除く諸手当を合わせたものとなりま

す。ですので基本給についてまとめてありますけれども、いわゆる最低賃金とは、基本給と諸手当を合わせたものであるということで御理解いただければと思います。

それではグラフを各業務別に見ますと、清掃業務では、最低賃金帯の人数と 911 円から 950 円までの人数がほぼ同じで、全体の大部分を占めております。最低賃金帯に属する人の割合は、昨年度 53%に対し今年度 45%と低下をしております。これは今年度でいう 911 円から 950 円帯の人が増加したことによります。

警備業務では最低賃金と同額の方が大部分を占めております。推測になりますが、夜間警備などのために各種手当が多いということもあって、基本給は低めに設定されているのではないかなと考えております。最低賃金帯に属する人の割合は、昨年度 59%に対し今年度 55%と低下をしております。

設備管理業務につきましては、最低賃金帯の方はいらっしゃいませんでした。こちらをまとめますと、業態として清掃・警備は最低賃金付近で働かれている方が多く、設備管理は技術や資格を求められるために、清掃・警備業務よりは賃金が多めに設定されているような状況となっております。

続いて、「4 調査結果の推移」です。(1) 雇用の状況について調査を始めた平成 28 年度からの対象人数、平均年齢、平均勤続年数、正規社員の割合をまとめてあります。

表の一番下、正規社員の割合につきまして、平成 30 年を境に低下傾向となっております。こちらは平均年齢の上昇などから、退職後の再雇用といったことが主な要因になっているのではないかと考えております。

(2) 賃金の状況について、表は調査開始からの最低賃金帯の推移をまとめております。割合は近年おおむね横ばいで推移をしております。

グラフは諸手当、賞与を含む 1 時間当たりの平均賃金額の推移をまとめております。棒グラフは下から最低賃金額、最低賃金額を超過する分の基本給、諸手当、賞与を積み上げております。

折れ線グラフは、厚労省が公表している毎月勤労統計調査の現金給与総額指数となっております。こちらは全国の清掃・警備業務を含む調査対象業務の数値となっております。令和 2 年平均を 100 とした場合の指数で、全国においても、ここ 2 年は賃金上昇傾向ということが見受けられます。

今回の調査では、3 業務を合わせた平均賃金額については、最低賃金額の改定以上の上昇となりました。また、最低賃金額の上昇のこともありますけれども、調査開始後順調に上昇していると考えております。

引き続き、賃金実態調査を行いまして、最低制限価格制度や低入札価格調査制度の見直しの際に活用していきたいと考えております。

報告は以上となります。

○佐々木会長

ありがとうございました。ただいまの御報告に対して御質問等ありますでしょうか。  
湯本委員。

○湯本委員

2点確認です。1点目として、3業態とも非常に平均年齢が上がっているということと、平均勤続年数も上がっているということの中で、これは再雇用の方が増えているという理解でいいのかというのが1点目です。

2点目が、最低賃金帯割合が特に清掃において過去に比べて非常に下がっているのですが、これは実際人手不足で、最低賃金よりも高くしないと集まらない、なので上げているという理解でいいのか、2点よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○事務局

まず一つ目の正規社員の割合が下がっていることについてです。平均年齢 60 歳以上の方の割合を業務別に分析しますと、清掃業務では約 7 割、警備では約 4 割、設備管理では約 7.5 割となっております。定年が 60 歳だと仮定しますと、委員のおっしゃるとおり再雇用等が影響しているのではないかと考えております。

もう一つ、最低賃金帯の割合が下がっていることにつきまして、特に清掃業務が昨年度と比べまして最低賃金帯の一つ上の価格帯が増加いたしました。委員のおっしゃるとおり、ビルメンテナンス業は人材確保が深刻な状況であり、従業員を確保するには最低賃金額以上の条件を提示しないと採用に至らないというのが業界の現状であると、業界からも聞いております。

#### ○佐々木会長

湯本委員よろしいでしょうか。

では、猪俣委員どうぞ。

#### ○猪俣委員

警備というのはどの程度の警備をされているのでしょうか。最低賃金が一番低いところが大勢の方がいらっしゃるといのが一つと、年齢でも平均年齢が 54.6 歳でまだまだ若い方がいらっしゃる中において、状況を教えていただければと思います。

#### ○事務局

調査対象の警備業務は、機械警備を除いた常駐警備が調査の対象となっております。その中身は、夜間の警備の方が多くなっております。おっしゃるように、清掃や設備管理に比べて年齢層は若くなっております。

#### ○事務局

年齢のことですが、資料 7 の就業形態の正規割合を見ていただくと、警備はほかに比べて高い状況です。要は 60 歳以下の方を正規で雇用していることで、年齢が若くなっております。清掃・警備の業界の方にお聞きすると、最低賃金になってしまうのは、どうしても仕事が欲しいということで、最低制限価格付近で応札をする。最低制限価格は平均で累積算額の約 7 割です。そういう価格でないと仕事が取れないということで、必然的に最低賃金付近で従業員と契約せざるを得ないということで、最低賃金から抜け出せないと言いますか、そういう問題を抱えているという話があります。

○猪俣委員

警備は夜間業務があるものが多いということであれば、単価的にも賃金が上がってもいいかなという感じがするのですが。

○事務局

資料でまとめてあるのが基本給でございます。基本給のほかに時間外、休日、深夜勤務手当といった御報告もいただいておりますので、基本給以外にもそういった手当がございます。

○猪俣委員

なるほど。基本給が低いけれども、恐らくそういう夜勤の手当も出るかなとは思ってはいましたので、分かりました。

○濱委員

今お答えいただきました。賃金の数字というのは、基本給だけを捉えたのか、警備が低く抑えているのはほかの手当があると思われるとおっしゃっていたので、数字の根拠を聞きたかったところでした。

厚生労働省の毎月勤労統計調査というのは、基本給だけではないですね。毎月決まって支払われる手当、変動の手当とかいろいろ構成されていて取られているところがあるので、こちらの県のほうで出した数字は基本給だけということでした。

○佐々木会長

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、資料7の御報告はここまでとさせていただきます。

最後でございますが、「会計局調査の結果」ということで御報告をお願いします。

○事務局

資料の一番最後19ページ、資料8でございます。

「談合情報に係る会計局調査（公正入札調査委員会）の結果」について御報告いたします。

まず説明の前に、一点申し上げなければならないことがございまして、本件につきましては談合情報ということで、個人や企業に関わる情報を取り扱う性質上、情報公開条例に基づいて、今回の資料につきましても、個人または企業に不利益が生じない範囲であります。その中でできる限り詳細に作成させていただいております。そのため資料に記載のない事柄について御質問がございまして、十分にお答えできない場合がございますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

それでは資料を御覧ください。

談合情報に係る会計局調査及び公正入札調査委員会の実施結果でございます。

まず談合情報に関わる県の取組ということで、大きく二つの制度がございます。

まず一点目でございます。長野県の契約条例の3条に、談合や不正防止の排除を徹底することにより契約の適正化が図られなければならないということが、基本理念としてうたわれております。

もう一つ、第二点目といたしまして、長野県談合情報対応要領というものが定められておりまして、これによりまして情報があつた場合の県の各機関がどのように対応するかということが定められております。

この流れにつきましては、こちらの資料の横長のフローのとおりでございますが、①から⑤、左から右に向かって流れておりますが、①の談合情報がまず県に寄せられましたときは、②の発注機関によって調査いたします。発注機関の調査の後、必要に応じまして会計局への調査請求がされます。④の会計局調査がさらに深い調査を行いまして、②と④の調査結果につきまして、⑤の公正入札調査委員会、こちらは会計局長が委員長になっている県の委員会ですが、こちらにその調査の内容を諮りまして一定の結論を出すということになっております。

要領では、この委員会で審議した決定した事柄につきまして、長野県の契約審議会に報告するという位置づけになっておりまして、本日報告させていただくものでございます。

それでは、下段の「2 今回の報告事案」について具体的に御説明いたします。

本年の7月でございますが、県内のある方から県に対して情報が寄せられております。内容につきましては記載のとおりでございますが、県発注工事の入札においてある会社から応札しないように依頼された。ほかの会社にも同様の依頼をしているのではないかと、というような内容でございます。

これを受けまして、先ほどの要領に基づきまして、まず発注機関が調査を行いました。翌8月に会計局へ調査の請求がされたというものでございます。その後、会計局において発注機関の調査結果の分析・検証を行いまして、さらに入札参加者などに対しまして聞き取り調査を行いました。

結果といたしましては、聞き取り調査においては談合を示唆するような発言というのは認められなかったということでございます。その後、聞き取り調査の内容であるとか、実際に出された入札書、その内訳など突き合わせをいたしまして、矛盾点や不自然な点がないかということについて、入念に調査を重ねてきたものでございます。

こうして得られました調査結果につきまして、同8月、公正入札調査委員会に諮り審議したところでございます。委員会の審議におきましては、これまでの調査結果を慎重に審議いたしまして、実際の応札額やその内訳、供述内容などそういったものを総合して分析した結果、特に矛盾点や不自然な点などは認められなかったということでございます。結論といたしましては、入札談合または入札談合関与行為、これは官製談合のことでございますが、それを疑うに足りる事実は確認できないという結論に至ったものでございます。

なお、こちらの調査の結果につきましては発注機関に通知されまして、それを受けまして発注機関において通常の入札の流れに戻りまして、工事請負契約が締結されたということでございます。

以上、御報告いたします。

○佐々木会長

ありがとうございました。御質問等ございますでしょうか。  
談合情報というのはまああるのですか。

○事務局

ちなみに昨年は3件ございました。その前の年は1件の年が数年間続いておりました。  
昨年がちょっと多かったです。

○佐々木会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。  
それでは、以上をもちまして本日予定していましたが議事は全て終了というございます。  
本日も非常に活発な御意見いただきまして誠にありがとうございました。  
それでは、事務局にお返ししたいと思います。

#### 4 その他

○小池企画幹

多数の事項につきまして慎重審議をありがとうございました。

では次第4「その他」でございますが、事務局から次回審議会の予定につきましてお知らせがございます。令和5年度第4回契約審議会につきましては、1月24日水曜日に開催を予定しております。後日、担当から御予定の再確認をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

#### 5 閉会

○小池企画幹

それでは以上をもちまして、令和5年度第3回長野県契約審議会を閉会いたします。  
本日はどうもありがとうございました。

(了)